3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
4　公租公課、特別清算手続きに必要な費用は随時これを支払う。

以上

（別紙省略）

横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（ヒ）第３０２７号
大阪市天王寺区堂ヶ芝２丁目13番１号
清算株式会社　中坂印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定において弁済の基準となる協定債権は、元本及び平成22年３月31日までの利息債権及び遅延損害金請求権とし（なお、利息・遅延損害金の終期が平成22年３月31日より前である場合はその日までの利息・遅延損害金とする。）、平成22年４月１日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者の各協定債権総額のうち15万円以下の部分につき全額を、15万円を超える部分については、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（15万円を差し引いた後の金額）に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

平成２２年（ミ）第９号
東京都港区西麻布３丁目20番16号西麻布アネックス
開始前会社　株式会社南総カントリークラブ
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区六番町13番地12号　弁護士　三山　裕三
平成22年７月６日

東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定

平成２１年（再）第２号
群馬県前橋市東善町43番地３
再生債務者　株式会社メッセージ
1　決議に付する計画案　平成22年５月25日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成22年９月10日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月10日
平成22年７月６日　　前橋地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第３号
富山県南砺市是安4517番地
再生債務者　中川株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成22年４月12日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月２日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年７月２日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再）第４号
富山県射水市赤井字下問掛88番地
再生債務者　江守建材工業株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成22年６月１日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月９日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年７月２日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再）第４号
兵庫県芦屋市楠町８番16号
再生債務者　株式会社関西マルキン
1　決議に付する再生計画案　平成22年４月30日付再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月４日
平成22年７月５日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（再）第１号
鹿児島県指宿市湯の浜１丁目11番29号
再生債務者　医療法人クレアール
1　決議に付する計画案　平成22年６月17日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月25日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年８月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月18日
平成22年７月５日

鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２１年（再）第４４号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目11番１号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県比企郡吉見町大字長谷字八幡1925番地
再生債務者　シロックス物流株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年７月６日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１２号
千葉県茂原市東郷2118番地10
再生債務者　鶴岡　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月９日から平成22年８月23日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２２年（再イ）第２３号
北海道苫小牧市豊川町２丁目11番19号
再生債務者　岩崎　照夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月10日から平成22年８月17日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（再イ）第１４号
栃木県真岡市並木町２丁目３番地17
再生債務者　水沼　佳之
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月10日から平成22年８月18日まで

宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（再イ）第１１０号
埼玉県ふじみ野市川崎２丁目７番地16　川崎コーポ201
再生債務者　岡野　一美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月10日から平成22年８月17日まで

さいたま地方裁判所川越支部